

桜井市第9期介護保険料（2024年度から2026年度）

介護保険料基準額は第5段階の76,800円です。

（単位：円）

所得段階	所得等の条件	基準額に対する割合 （実質負担割合※1）	月額※2	年額
第1段階	生活保護を受給している人、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	0.455	2,912	34,940
		(0.285)	(1,824)	(21,880)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の人	0.685	4,384	52,600
		(0.485)	(3,104)	(37,240)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	0.69	4,416	52,990
		(0.685)	4,384	52,600
第4段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	0.90	5,760	69,120
第5段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円万円超の人	1.0	6,400	76,800
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,680	92,160
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.40	8,960	107,520
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.60	10,240	122,880
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.80	11,520	138,240
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	12,160	145,920
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.00	12,800	153,600
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.10	13,440	161,280
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.20	14,080	168,960
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.30	14,720	176,640
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	2.40	15,360	184,320

※1 実質負担割合は公費による軽減後の負担割合です。

※2 介護保険料は年額で定めるため、月額は目安の表示となります（月額＝年額÷12）。

【令和8年度介護保険料における基準額の調整について】

令和7年に支給された老齢基礎年金の満額が82.65万円となり、80.9万円を超えたことに伴い、老齢基礎年金の満額受給者に係る介護保険料の算定に影響が出ないよう介護保険法施行令が改正され、令和8年4月より介護保険料第1段階、第2段階、第4段階及び第5段階の基準として用いられる80.9万円が82.65万円に調整されます。